

基安発 1222 第 2 号
平成 22 年 12 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

インジウム・スズ酸化物等取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について

インジウム・スズ酸化物 (Indium Tin Oxide。以下、「ITO」という。)等の取扱い作業による健康障害防止対策の徹底については、平成 16 年 7 月 13 日付け基安化発第 0713001 号「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業における当面のばく露防止対策について」により、当該物質を製造し、又は取り扱う事業者に対し、ばく露防止対策の徹底を求めてきたところであるが、本年 6 月、ITO 研削粉の吸入によるがん原性試験 (日本バイオアッセイ研究センター実施。)の結果において、低濃度の吸入ばく露によりラットにおいて発がんを含む肺疾患、マウスにおいて肺疾患を起こすことが確認されたところである。

このため、事業場において適切な健康障害防止対策が実施されるよう、別添 1 のとおり「インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止に関する技術指針」(以下「技術指針」という。)を定めたので、関係事業者等に対し本技術指針の周知徹底を図り、ITO 等による健康障害防止に万全を期されたい。

併せて、別添 2 により関係事業者団体等の長に対して傘下会員事業者への周知等を要請したので了知されたい。